

社労夢共通利用規約

株式会社 エムケイシステム（以下、「乙」という。）は、乙が提供し、お客様（以下、「甲」という。）が利用するASPサービス「社労夢」（以下、「本サービス」という）について次の通り定める。

第1条（概要）

1. 本サービスは乙のサービスであり、以下に定める複数のエディションがある。各エディションの規約については別途定める「社労夢プラン別付帯事項」に定めるものとする。
 - ・ 社労夢ハウスプラン
 - ・ 社労夢ベーシックプラン
 - ・ 社労夢ライトプラン
 - ・ ネットde事務組合
 - ・ SR-SaaS
 2. 乙が本サービスを提供する区域は日本国内に限定されるものとする。
 3. 乙が本サービスで登録情報を保管する地域は日本国内とする。
- （エディションごとの機能の違い）

第2条（エディションごとの機能の違い）

各エディションで利用可能な機能を以下に定める。

システム名	機能名
社労夢ハウスプラン	基本台帳機能 社会保険機能 電子媒体申請機能 電子申請機能 雇用保険被保険者機能 労働保険機能 労働保険事務組合機能 労災給付機能 給与計算機能 顧問先報酬請求機能 フリーフォーマット機能(v3.4,v5のみ) 進捗管理機能 求人票機能(v3.4のみ) 年間休日カレンダー機能

<p>社労夢ベーシックプラン</p>	<p>基本台帳機能 社会保険機能 電子媒体申請機能 電子申請機能 雇用保険機能 雇用保険被保険者機能 労働保険機能 労働保険事務組合機能 労災給付機能 給与計算機能 顧問先報酬請求機能 求人票機能(v3.4のみ) 年間休日カレンダー機能 フリーフォーマット機能(v3.4,v5のみ)</p>
<p>社労夢ライトプラン</p>	<p>基本台帳機能 社会保険機能 電子媒体申請機能 電子申請機能 雇用保険被保険者機能 労働保険機能 給与計算機能 フリーフォーマット機能(v3.4,v5のみ) 求人票機能(v3.4のみ) 年間休日カレンダー機能 顧問先報酬請求機能</p>
<p>ネットde事務組合</p>	<p>事務組合システム 雇用保険システム 電子申請システム (※) ※「電子申請システム」は、「事務組合システム」か「雇用保険システム」のいずれか1つまたは双方を利用しなければ、利用することが出来ない。</p>

S R - S a a S	事務組合システム 雇用保険システム 電子申請システム（※） ※「電子申請システム」は、「事務組合システム」か「雇用保険システム」のいずれか1つまたは双方を利用しなければ、利用することが出来ない。
---------------	--

第3条（責任分界点）

1. 乙は、本サービスにおいて前条に掲げた機能を甲が利用できるように環境の設定ならびに維持管理について責任を負う。
2. 甲は、本サービスに甲が入力したデータの管理および本サービスを利用するために乙から発行されたIDおよびパスワードの維持管理について責任を負う。

第4条（乙の役割）

1. 乙は甲に対し、本サービスを利用する権利を付与する。
2. 本サービスにおいて、乙は甲に対し、データの保管場所を提供するのみとし、甲が本サービスに入力したデータについて乙は一切関与しないものとする。
3. 乙は、第25条（個人情報の取り扱い）に定める場合を除き個人情報・個人番号を収集・管理せず、また、個人情報・個人番号の取扱も行わない。そのために、乙は適切なアクセス制御等を行う。このことから、本サービスは、番号法上の個人番号関係事務、委託に該当せず、また個人情報保護法上の第三者提供、委託に該当しない。

第5条（契約の成立）

1. 本契約は甲が本利用規約に同意し、乙が甲に交付する本利用契約書に必要事項を記載し、甲乙双方の記名・押印がなされた原本が作成されることで成立する。
2. 乙は、前項その他利用規約の定めにかかわらず、甲が次の各号の何れかに該当する場合には、本契約を締結しないことができる。
 - （1） 利用申込内容、又は利用変更申込内容に虚偽の記載、誤記があったとき、又は記入漏れがあったとき
 - （2） 金銭債務その他本利用規約等に基づく債務の履行を怠る恐れがあるとき
 - （3） その他乙が不相当と判断したとき
3. 甲は、乙が必要と判断した場合、乙が指定する甲に関する資料を提供する。

第6条（規約の変更）

1. 乙は、本利用規約を随時変更することができる。なお、この場合には、甲の利用条件、その他本利用規約の内容は、変更後の新たな利用規約を適用する。
2. 乙は、前項の変更を行う場合には、3カ月の予告期間において、変更後の新たな利用規約の内容を甲に通知する。
3. 第2項の定めにかかわらず、乙が本利用規約の変更内容が甲の不利益にならないと判断した場合には、乙は、1カ月の予告期間において、変更後の新たな利用規約の内容を甲に通知できるものとする。

第7条（通知）

1. 乙から甲への通知は、本契約等に特段の定めのない限り、通知内容を甲が乙に届け出たメールアドレス、及び連絡先に電子メールや書面で通知する、又は乙のホームページに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の定めに基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信、又は乙のホームページへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

第8条（権利義務譲渡の禁止）

甲は、あらかじめ乙の書面による承諾が無い限り、本利用規約上の地位、本利用規約に基づく権利、又は義務の全部、又は一部を他に譲渡してはならないものとする。

第9条（ソフトウェアの著作権等）

1. 乙が提供するソフトウェアプログラムの著作権、商標権、特許権、その他一切の権利は、本利用規約において別段の定めのあるほか、全て乙に帰属（または権限を有する第三者より正当な権利を取得）しているものであり、本サービスの利用によって、甲に移転するものではないものとする。
2. 甲は、方法の如何を問わず、ソフトウェアの複製、改変、配布、貸与等を行ってはならない。また甲は、乙に無断で乙が保有する商標、サービスマークを使用することはできない。ただし、別の規約に定めがある場合はこの限りではない。

第10条（名称等の変更）

甲は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込内容の甲にかかわる事項に変更があるときは、乙に通知する。甲が乙に対する通知を怠ったことによって甲及び甲の顧問先に生じた不利益について乙は責任を有しない。

第11条（サービスの一時的な中断及び提供停止）

1. 乙は、次の各号の何れかに該当する場合、甲への事前の通知、又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。
 - （1）本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - （2）運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - （3）その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 乙は、本サービス設備等の定期点検を行うため、甲に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。
3. 乙は甲が本サービスの利用料金を支払わない等により本規約を遵守しなかった場合、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部、又は一部の提供を停止することができるものとする。

第12条（サービスの利用期間）

1. 本契約の有効期間は、契約日（設定を要する場合は設定完了日）の翌月1日から12カ月間とし、初回の契約期間中解約できないものとする。但し、期間満了の3カ月前までに、甲又は乙の何れからも解約の申出がない場合は、1年間延長したものとみなし、以後も同様とする。
2. 乙は、本サービスの利用期間満了の3カ月前までに、甲に本契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び料金、その他本契約内容を変更することができるものとする。

第13条（甲からの本契約の解約）

甲は、解約希望日の3カ月前までに乙が定める方法により乙に通知することにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとする。

第14条（乙からの本契約の解約）

1. 乙は、甲が次の各号の何れかに該当すると判断した場合、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解約することができるものとする。
 - (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、又は、精算に入ったとき
 - (4) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、又は、転廃業しようとしたとき
 - (6) 利用規約に基づく債務を履行せず、乙から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に履行しないとき
 - (7) その他利用規約を遵守しないとき
2. 甲は、前項による本契約の解約があった時点において未払いの利用料金等、又は支払遅延損害金がある場合には、乙が定める日までにこれを支払うものとする。

第15条（本サービスの廃止）

1. 乙は、次の各号の何れかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約の全部、又は一部を解約することができるものとする。
 - (1) サービス廃止日の12カ月前までに甲に通知した場合
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、乙は既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて、甲に返還するものとする。

第16条（再委託）

乙は、甲に対する本サービスの提供に関して、必要となる業務の全部又は一部を乙の判断にて第三者に再委託することができる。この場合、乙は、当該再委託先（以下、「再委託先」という。）に対し、第24条（秘密保持等）のほか、当該再委託業務遂行について利用規約等、所定の乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第17条（月額利用料金の支払義務）

1. 甲は、本契約が成立した月の翌月から起算して本契約の終了月までの期間について、利用料金及びこれにかかる消費税等を本契約等に基づき乙に支払うものとする。なお、甲が本条に定める支払を完了しない場合、乙は本サービスの提供を停止することができるものとする。
2. 利用期間において、第11条（サービスの一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、利用期間中の月額利用料金、及びこれにかかる消費税等の支払を要する。但し、乙の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下、「利用不能」という。）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に（甲が支払う月額利用料金÷30）を乗じた額、及びこれにかかる消費税相当額については、この限りでないものとする。

第18条（料金等）

1. 初期費は、第12条（サービスの利用期間）に定める初期設定完了日に発生するものとする。
2. 月額利用料金は、前項に定める初期費発生日の翌月1日から発生し、月単位で計算するものとする。契約期間内に本サービスを利用しない月があった場合や、本サービスの利用終了月が1カ月未満であった場合でも、月額利用料金は月単位で計算するものとする。
3. 前項に関わらず、第11条（サービスの一時的な中断及び提供停止）の第1項または第2項に定める事由により本サービスの提供停止の期間が1カ月以上に渡るときは、乙は甲に対し、月額利用料金を月単位で計算して返金する。ただし、停止期間が1カ月未満の場合はこの限りではない。
4. 初期費について、乙は初期設定完了日の当該月末に請求書を発行し、甲は指定の方法にて支払うものとする。
5. 月額利用料金は発生当該月の月末に請求書を発行し、甲は次の何れかの方法で指定された日までに支払うものとする。

- ・口座振替決済：乙が指定する期日に甲が指定する預金口座から自動引落しによる支払
- ・クレジットカード決済：乙が承認したクレジットカード会社の発行する甲保有のクレジットカードによる支払

第19条（乙の義務等）

1. 乙は、甲の本サービス利用に際し、甲に対してユーザーIDおよびパスワードを発行するものとする。
2. 乙は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとする。但し、本契約等に別段の定めがあるときはこの限りではない。
3. 乙は、本サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく甲にその旨を通知し、必要に応じて修理または復旧を行うものとする。乙が借り受けた電気通信回線に障害がある場合には、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとする。
4. 本サービスに不具合が発生したときは、甲および乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議の上、各自の行うべき対応措置を決定し、それを実施するものとする。
5. 乙は本サービスにおける不具合の修正および機能改善等乙が必要と判断した場合、いつでも当該ソフトウェアの内容を変更することができるものとする。

第20条（甲の責務）

1. 甲は、乙が発行したユーザーIDおよびパスワードを第三者に不正使用されることのないよう厳重に管理し、不正使用が判明した場合には速やかに乙に通知するものとする。
2. 甲が管理するユーザーIDおよびパスワードの管理不備による使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について乙は責任を有しない。
3. 甲は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、甲が自己の責任と費用をもって処理および解決するものとする。第三者が甲のユーザーIDおよびパスワードを用いて本サービスを利用した場合も同様とする。ただし、乙の故意または過失によりユーザーIDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではない。
4. 甲がその故意または過失により乙に損害を与えた場合、甲は乙に対して当該損害の弁償を行うものとする。
5. 本サービスを利用して甲が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、

甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。

6. 甲は、本規約に違反した結果、乙または第三者に損害を与えた場合には、その損害の一切について甲が賠償するものとする。また、甲は本サービスに関し、第三者との間で紛争等が発生した場合には、甲が自己の費用と責任においてその一切を処理および解決し、乙に何らの損害等も被らせないものとする。

第21条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 甲は、自己の費用と責任において、乙が定める条件にて甲設備を設定し、甲設備及び本サービス利用のための環境を維持する。
2. 甲は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して甲設備をインターネットに接続する。
3. 甲設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、乙は甲に対して本サービス提供の義務を負わないものとする。

第22条（禁止事項）

1. 甲は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとする。
 - (1) 乙若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより情報を改ざん、又は消去する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は乙若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、又は掲載する行為
 - (7) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはその恐れのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (8) 第三者の設備等、又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為
 - (9) その行為が前各号の何れかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (10) 本サービスに対してスクレイピング、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル及びこれらに類する行為

- (11) 本サービスを、監視、捜査、諜報及びこれらに類する目的で利用する行為
 - (12) 本サービスを提供する設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為
 - (13) その他、関係法令の定めに違反する行為、公序良俗に反する行為、乙又は甲が所属する業界団体の内部規則に反する行為及び甲と乙間の信頼関係を著しく損なう行為
2. 甲は、前項各号の何れかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合、直ちに乙に通知することとする。
3. 乙は、本サービスの利用に関して、甲等の行為が第1項各号の何れかに該当すること、又は甲等の提供した情報が第1項各号の何れかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に甲に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。但し、乙は、甲等の行為、又は甲等が提供、又は伝送する（甲の利用と見做される場合も含む）情報（データ、コンテンツを含む）を監視する義務を負うものではないものとする。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約する。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等
 - (6) 威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、その他社会的に非難される集団、個人
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる行為を行わない事を表す。
- (1) 暴力的な手法による要求をする事
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をする事
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる事
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙及びお客様の信用を毀損し、又は乙若しくはお客様の業務を妨害する事

- (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせる事
 - (6) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず資金提供を行う事
 - (7) 第三者が反社会的勢力と知りながら、当該第三者と取引を行う事
 - (8) 代表者等が犯罪行為に関連する行為若しくは公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは幫助する事
 - (9) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。
4. 甲及び乙は、互いに相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。
5. 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、何らの催告なしに直ちに甲乙間で締結した一切の契約を解除する事ができるものとする。
6. 甲及び乙は、前項に基づき契約を解除した事により、相手方に発生した損害について、賠償責任を一切負わないものとする。

第24条（秘密保持等）

1. 甲及び乙は、本サービス遂行のために相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が特に機密である旨をあらかじめ明示した情報（以下、「機密情報」という。）を第三者に開示、又は漏洩しないものとする。但し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号の何れかに該当する情報についてはこの限りではないものとする。
- (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、機密情報のうち法令の定めに基づき、又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先、又は当該官公署に対して開示することができるものとする。この場合、甲及び乙は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知することができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとする。
3. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等を相手方に返還し、機密情報が甲設備、又は本サービス用設備に蓄積されている場合、これ

を完全に消去する。

4. 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続する。

第25条（個人情報の取り扱い）

1. 乙は、以下に定める目的を達成するために必要な範囲でのみ、甲から甲自身の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう）の提供を受ける。乙はこれらの個人情報（ただし、甲が本サービスに入力した情報は除く）を以下に定める目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとする。
 - （1） 甲との契約の締結および利用料金の請求のため
 - （2） 乙から甲への通知に利用するため
 - （3） 乙から甲に対する販売促進活動等に利用するため
 - （4） 本サービスの保守の一環として甲を支援するため
2. 乙は個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

第26条（契約終了後の処理）

1. 甲は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって乙から提供を受けたソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）を本契約終了後、直ちに乙に返還し、甲設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、甲の責任で消去するものとする。
2. 乙は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって甲から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）を本契約終了後、直ちに甲に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、乙の責任で消去するものとする。

第27条（損害賠償）

1. 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲に対して本サービスを提供できなかったときには、損害賠償責任を負うものとし、乙が甲に支払う金額は以下の計算式によるものとする。

支払い金額＝本サービスを提供出来なかった日数×（甲が支払う月額利用料金÷30）

2. 乙が、第24条（秘密保持等）及び第25条（個人情報の取り扱い）の規定に違反したときは、甲は乙に対して損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

第28条（免責事項）

本サービス、又は本契約等に関して乙が負う損害賠償責任は前条の範囲に限る。なお、以下の各号の事由により甲又は甲の顧問先等に生じた損害については、当然、乙は責任を負わない。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 甲設備の障害、又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
- (3) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス、又はアタック、通信経路上での傍受
- (4) 本サービス用設備のうち乙の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した障害
- (5) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した障害
- (6) 本サービスが甲及び甲の顧問先が想定している利用目的に合致していないこと
- (7) 本サービス内に含まれる瑕疵のうち顕在化されていないもの
- (8) 第24条（秘密保持等）第2項の定めに従って乙が官公署に開示した情報
- (9) 第11条（サービスの一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従って乙が甲に対して本サービスの一部もしくは全部を停止したこと

第29条（準拠法）

本契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

第30条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間で本利用規約に関して紛争が生じたときは、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を合意管轄裁判所と定めるものとする。